第7章 その他届出等

第1 その他届出等

1 名称等変更届書

(1) 提出書類

細則様式第 18 号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

- ア 事業所名称
- イ 本社所在地
- ウ 事業所所在地(住居表示変更の場合に限る。)
- (3) 次の書類等を添付すること。

変更する内容を証する書類等

(4) その他

ア 人事異動等による代表者の交代については届出は不要とする。

イ 第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受けた場合は、法に承継の規定がないため、細則様式第 18 号 「名称等変更届書」により届出することができる。

2 事故届書

- (1) 提出書類
 - 一般則様式第 58「事故届書」 液石則様式第 57「事故届書」
- (2) 届出時期

高圧ガスに係る次の事故(液石法に係るものを除く。)が発生したときに、遅滞なく届出すること。

- ア 所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- イ 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。
- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 事故の状況等について次の事項を記載した書面
 - 1. 災害発生の日時
 - 2. 災害発生の場所
 - 3. 災害発生の原因
 - 4. 高圧ガスの種類及び数量
 - 5. 被害の程度
 - 6. その他事故の状況等を把握するために必要な事項
 - 7. 届出に関する連絡担当者